

業務委託契約書

[委託者名](以下「甲」という。)と、[受託者名](以下「乙」という。)は、以下のとおり業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的) 甲は、乙に対し、本契約の定めに従い、[委託業務の概要](以下「本業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

第2条(委託業務の内容)

- 乙が甲の委託に基づき実施する業務の内容は、以下のとおりとする。(1) [具体的な業務内容1] (2) [具体的な業務内容2] (3) その他、上記に付随する業務
- 業務内容の詳細については、別途甲乙協議の上、仕様書または個別契約で定めることができる。

第3条(契約期間) 本契約の有効期間は、**[契約開始日]から[契約終了日]までとする。ただし、期間満了の[1ヶ月前]までに甲乙いずれからも書面による更新拒絶の意思表示がないときは、本契約は同一の条件でさらに[1年間]**自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第4条(委託料及び支払方法)

- 甲は乙に対し、本業務の対価として、[月額・一括など] 金**[金額]**円(消費税別途)を支払う。
 - 【時間単価の場合の例】1時間あたり金[金額]円(消費税別途)とし、乙が提出する業務報告書に基づき、当月分の稼働時間に応じて算出する。
 - 【成果物単位の場合の例】別途定める成果物1件あたり金[金額]円(消費税別途)とする。
- 乙は、**[毎月末日]**締めにて当月分の委託料を算出し、請求書を甲に発行する。
- 甲は、乙から請求書を受領した日の属する月の**[翌月末日]**までに、乙が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第5条(納品及び検収)

- 乙は、本業務によって生じた成果物(以下「本成果物」という。)がある場合、別途甲乙協議の上定める納期までに、甲所定の方法で納品する。
- 甲は、本成果物を受領後**[10営業日]**以内に検収を行う。検収の結果、合格と判断したときは、乙に対して書面または電子メールにて通知する。
- 検収期間内に甲から乙に対して何らの通知もなかった場合、本成果物は検収に合格したものとみなす。
- 検収の結果、不合格であった場合、甲は乙に対し、具体的な理由を示して修正を求めることができる。乙は速やかに修正を行い、再度甲の検収を受けるものとする。

第6条(知的財産権の帰属) 本業務の遂行により生じた本成果物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)その他一切の知的財産権は、**[委託料の完済をもって甲に帰属する。／乙に帰属する。／甲乙協議の上で定める。]**ものとする。また、乙は、甲および甲が指定する第三者に対し、本成果物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

第7条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上、営業上、その他一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 前項の規定は、本契約終了後も**[3年間]**存続するものとする。

第8条(損害賠償) 甲及び乙は、本契約の履行に関し、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、その損害(直接かつ現実に生じた通常の損害に限る。)を賠償する責任を負う。

第9条(契約解除) 甲または乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの催告を要することなく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。(1) 本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、是正がなされないとき。(2) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。(3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあったとき。(4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立てがあったとき。(5) その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき。

第10条(再委託) 乙は、本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合には、事前に甲の書面による承諾を得なければならない。

第11条(反社会的勢力の排除) 甲及び乙は、自己が反社会的勢力でないこと、また反社会的勢力との間に一切の関係がないことを表明し、保証する。

第12条(協議) 本契約に定めのない事項、または本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

第13条(合意管轄) 本契約に関する一切の紛争については、**[東京地方裁判所]**を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

[契約締結日]

甲(委託者) 住所: 氏名(名称): 代表者: ⑩

乙(受託者) 住所: 氏名(名称): 代表者: ⑩